

# UBC情報

発行： 2023年3月1日

No. 273

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～  
確定申告の期限は3月15日（水）までとなっています。

振替納税をご利用されている方の振替日は以下の通りとなります。

申告所得税	4月24日（月）
個人事業者の消費税	4月27日（木）

## トピックス

### 所得税の確定申告の際に多い誤りや注意点など

令和4年分の所得税の確定申告が2月16日から始まっています。確定申告の際に多い誤りや注意点等をご紹介します。

#### ◎医療費控除

入院給付金や高額療養費などの補填された金額は、給付の対象となった医療費を限度として差し引きます。

#### ◎寄附金控除（ふるさと納税）

確定申告を行う方は、ふるさと納税ワンストップ特例の適用が受けられないため、令和4年中に行った全てのふるさと納税の金額を寄附金控除の計算に含めて申告します。

#### ◎住宅ローン控除

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を適用している方は、住宅ローン控除の計算において非課税措置を受けた金額を住宅の購入金額から差し引きます。なお、入居年を含む一定期間に、以前居住していた住宅の売却などで譲渡所得の課税の特例（3千万円特別控除など）を受けている方は、住宅ローン控除を適用できません。

#### ◎雑損控除

災害等で資産に損害を受けた場合は雑損控除を適用できますが、生活に通常必要でない資産（貴金属、書画、骨董など）は対象外です。

#### ◎給与以外に副収入等がある場合

給与所得者でもネットビジネスや仮想通貨の売却等による所得が20万円超の場合は確定申告が必要です（医療費控除などの適用で確定申告をする場合は20万円以下でも申告が必要）。なお、不要になった衣類や生活用品等の売却による所得は非課税です。

#### 【上場株式等に係る所得の課税方式の選択】

上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等（源泉徴収口座に限る）については、所得税と個人住民税でそれぞれ異なる課税方式を選択することができます（例えば、配当所得等について所得税は総合課税又は申告分離課税で申告、住民税は申告不要とするなど）。

令和4年度税制改正により、この取扱いが見直され、令和6年度の個人住民税（令和5年分確定申告）から所得税で選択した課税方式と一致させることになり、異なる課税方式を選択することができなくなります。そのため、所得税と異なる課税方式を選択できるのは令和5年度の個人住民税（令和4年分確定申告）までとなります。



#### ◆贈与税の申告が必要となる主なケース◆

令和4年分の贈与税の申告も3月15日までです。令和4年中に個人から財産の贈与を受けた方で、次のようなケースに該当する場合は贈与税の申告が必要です。

##### ◎合計110万円超の贈与を受けた場合（暦年課税）

基礎控除額は、贈与を受けた方ごとに年間110万円です。贈与者の人数などに関わらず贈与を受けた財産の合計額が年間110万円を超える場合は申告が必要です。なお、直系尊属（父母や祖父母など）からの贈与で、受贈者がその年の1月1日において18歳（令和4年3月以前の贈与は20歳）以上である場合は「特例税率」が適用されます。

##### ◎相続時精算課税を適用する場合

原則60歳以上の父母・祖父母などから18歳（令和4年3月以前の贈与は20歳）以上の子・孫などに対する贈与について、暦年課税に代えて相続時精算課税を適用する場合は申告が必要です。なお、同制度は贈与者ごとに選択でき、贈与者が亡くなるまで適用されます。

##### ◎住宅取得等資金の非課税措置を適用する場合

直系尊属からの住宅取得等資金の贈与について一定限度額（令和4年中は省エネ等住宅1千万円・それ以外500万円）まで贈与税が非課税となる措置を適用する場合は申告が必要です。

##### ◎配偶者控除の特例を適用する場合

婚姻期間が20年以上の配偶者からの居住用不動産又は居住用不動産の購入資金の贈与について、最高2千万円まで控除できる特例を受ける場合は申告が必要です。

#### ◆外国人労働者は182万人で過去最高を更新◆

厚労省が公表した外国人雇用の届出状況（令和4年10月末現在）によると、外国人労働者数は約182万3千人、雇用事業所数は約29万9千事業所となり、ともに過去最高を更新しました。なお、本年1月から国外居住親族に係る扶養控除が見直され、30歳以上70歳未満の扶養親族は、①留学生、②障害者、③年38万円以上送金、のいずれかに該当しなければ対象外となるので、外国人労働者を雇用している場合は留意しましょう。

#### ◆月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます◆

令和5年4月1日から、中小企業においても1か月に60時間を超えて時間外労働をさせた場合は、その超えた部分の労働については、50%以上の割増賃金を支払わなければいけません。（労働基準法第37条第1項ただし書きが適用されます。）また、就業規則の変更が必要になる場合もあります。

#### ◆令和5年度の雇用保険料率は引上げ◆

新型コロナに伴う雇用調整助成金の支給等により雇用保険財政が厳しい状況を踏まえて、令和5年度の雇用保険料率は0.2%（事業主・労働者ともに0.1%ずつ）の引上げとなり、長年引下げられていた料率が本則に戻ります。

これにより、本年4月から一般の事業は1.55%（事業主0.95%、労働者0.6%）、農林水産・清酒製造の事業は1.75%（事業主1.05%、労働者0.7%）、建設の事業は1.85%（事業主1.15%、労働者0.7%）に変更となります。

#### ◆協会けんぽの令和5年度保険料率が決定◆

中小企業等が加入する協会けんぽ（全国健康保険協会）の令和5年度の健康保険料率及び介護保険料率が決定し、本年3月分（4月納付分）から適用されます。

都道府県ごとに設定されている保険料率は、据え置き静岡を除く46支部で改定となり、引上げが13都府県、引下げが33道県です。

また、40歳～64歳までの方（介護保険第2号被保険者）が負担する全国一律の介護保険料率は、1.82%（現行1.64%）に引上げとなります。

##### <山口県の保険料率>

健康保険料

介護保険第2号被保険者に該当しない場合は9.96%（引き下げ）

介護保険第2号被保険者に該当する場合は11.78%（引き下げ）

厚生年金保険料は18・300%（現行通り）

#### 編集後記

会計事務所は1年で最も忙しい時期ですが、ここ数年続いている新型コロナ対策としてのマスクの着用について3月13日から屋内・屋外を問わず、個人の判断に委ねると政府から明るい発表がありました。素敵な春を迎えられるよう最後まで気を引き締めて頑張りたいと思います。



発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



# UBC社福 情報

No. 273

発行：2023年  
3月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元  
(有)ユービーシー経営  
河野会計事務所  
〒755-0036

宇部市北琴芝1-6-10

TEL：0836-33-6717

FAX：0836-33-6753

Mail：info@ubc-net.com

URL：http://ubc-net.com

所属：(一財)総合福祉研究会  
(一社)全国地域医業研究会

## 介護

令和3年度の介護サービスの収支差率は0.9ポイント低下  
～「令和4年度介護事業経営概況調査結果」が公表されました～

◆2月1日、厚生労働省は「令和4年度介護事業経営概況調査」を公表しました。それによると、令和3(2021)年度の介護保険サービスの平均利益率は3.0%(コロナ補助金を含む)と、令和2(2020)年度より0.9ポイント悪化したことが分かりました。なおコロナ補助金を除くと0.6ポイント悪化の2.8%となっています。

この調査は、介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得るために、各サービス施設・事業所改定前年度(令和2年度)と改定後1年目(令和3年度)の経営状況を確認、改定後2年目(令和4年度)の経営状況を調査する「介護事業経営実態調査」と併せて、次期報酬改定に活用されます(参考資料の図表1参照)。

公表された「収支差率」は、「介護サービスの収益額(介護事業収益と借入金利息補助金収益の合計額)」から「介護サービスの費用額(介護事業費用、借入金利息及び本部費繰入等の合計額)」を差し引いた額を、介護サービスの収益額で除したもので、令和2年度と令和3年度については介護事業収益に「コロナ補助金」が含まれていることから、当該補助金を除いた率についても集計されています。

収支差率をサービス別に見ると、全23サービスのうち通所介護や介護老人福祉施設など17サービスで悪化しており、中でも認知症対応型通所介護の4.9ポイント悪化、通所介護の2.8ポイント悪化、訪問入浴介護の2.7ポイント悪化、短期入所生活介護の2.1ポイント悪化などが目立ちました。コロナ禍での感染不安による利用者の減やクラスター発生等によるサービス提供機会の減少等が考えられます。

介護サービスでは、人材の確保に向けた賃上げが継続的に収支差率を圧迫しており、また令和4年度には全世界的な物価上昇で人件費以外の費用も増加しています。5月に実施される介護経営実態調査にもその結果が現れると思いますが、適切な介護報酬改定がなされることを望みます。(総合福祉研究会)

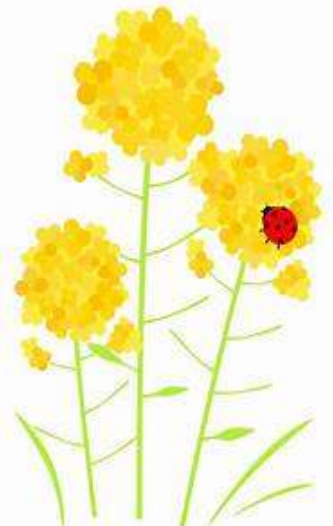
◆図表1 介護事業経営概況調査と介護事業経営実態調査の比較

	介護事業経営概況調査	介護事業経営実態調査
調査の目的	各サービス施設・事業所の経営状態を把握し、次期介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得る。	
調査対象	全ての介護保険サービス(介護保険施設、居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所)	
調査の周期	3年周期	
調査時期	改定後2年目の5月 (今回調査:令和4年5月)	改定後3年目の5月 (前回調査:令和2年5月)
調査対象期間	改定前後の2年分の収支状況	改定後2年目の1年分の収支状況
調査の方法	郵送+電子調査	
調査客体数	16,830(令和4年度調査)	31,773(令和2年度調査)
有効回答数	8,123(令和4年度調査)	14,376(令和2年度調査)
有効回答率	48.3%(令和4年度調査)	45.2%(令和2年度調査)

【調査対象期間等(イメージ)】

	改定前年 (令和2年度)	改定後1年目 (令和3年度)	改定後2年目 (令和4年度)	改定後3年目 (令和5年度)
概況調査 (改定後2年目)	改定前後の2年分のデータを把握		調査 → 集計	
実態調査 (改定後3年目)			改定後2年目の1年分のデータを把握	調査 → 集計

資料:2023.02.01厚生労働省「令和4年度介護事業経営概況調査結果の概要」から



## 保育

### おむつ、保育所等での処分を推奨 ～保管用ゴミ箱購入等は保育環境改善等事業も可～

◆厚生労働省と内閣府は、保育所などで出た使用済みのおむつの処分について、保護者が持ち帰るのではなく保育所で処分することを推奨し、補助金でゴミ箱なども購入できる旨を全国の自治体に通知しました。

保育所のおむつの処分について国の規定はなく、民間の調査で、公立保育所でおむつの持ち帰りがないとされた自治体とその管内の施設を対象に、昨年10月厚生労働省が持ち帰ってもらう理由をたずねた(複数回答)ところ、1位は「こどもの体調把握のため」の65.8%でしたが、54.4%が「保管するスペースの確保や衛生面の管理が困難」と回答しました。

調査結果を受けて、①保育士や保護者の負担軽減にもつながることから、保育所等において使用済みおむつの処分を行うことを推奨、②保育所等における保管スペースの確保や衛生面の管理が課題となる場合等には、保育環境改善等事業(感染症対策のための改修整備等事業)でおむつの保管用のゴミ箱の購入等が可能であること、③使用済みおむつの処分の方針にかかわらず、保育所等においては、引き続き便の状態や回数等を保護者へ伝える等、こどもの健康状態等の共有に配慮をお願いしたいこと、とする通知を发出、2月1日開催の子ども・子育て会議でも説明しました。ノロウイルスやコロナ感染症等のことを考慮すると、施設での廃棄が妥当であると思われます。

なお園で処分している場合、その処分費用は園の運営費で負担しているとの回答が69.6%と最も多く、自治体等の補助を活用しているのが13.7%、保護者から実費を徴収しているのが7.7%、その他が16.1%でした。保護者から実費を徴収している場合の月額負担額は300円台が最多となっています。(総合福祉研究会)

## 医業

### 改善傾向だが一般病院の3割が赤字 2021年度の病院経営分析結果

◆福祉医療機構は昨年末、2021年度決算に基づく病院の経営分析結果を公表しました。前年度に比べておおむね改善の傾向が見られましたが、一般病院の3割が赤字であるなど依然として激しい経営環境下にあることがわかりました。

医業収益対医業利益率は、一般病院0.2%(前年度比+1.3ポイント)、療養型病院3.5%(同+1.4ポイント)、精神科病院0.6%(同+0.2ポイント)と、すべての病院類型で改善傾向が見られました。

病床の利用率は、一般病院76.4%(同▲0.2ポイント)、療養型病院87.4%(同0.0ポイント)、精神科病院85.5%(同▲1.1ポイント低下)で、おおむね横ばいとなりました。

在院日数は、一般病院18.8日(前年度比+0.1日)、療養型病院85.2日(同+4.8日)、精神科病院260.2日(同+7.0日)と、いずれも増加しています。

患者1人1日当たり入院収益は、一般病院5万1,560円、療養型病院2万7,518円、精神科病院1万7,109円で、一般病院と精神科病院は上昇し、療養型病院は低下しました。

人件費率は、一般病院53.5%(前年度比▲0.9ポイント)、療養型病院59.9%(同▲1.1ポイント)、精神科病院62.7%(同▲0.7ポイント)で、いずれも低下しました。

経常収益対経常利益率は、すべての病院類型で上昇しました。しかし、赤字施設(経常利益額が0未満)の割合は、一般病院30.1%(前年度比▲13.0ポイント)、療養型病院26.0%(同▲8.7ポイント)、精神科病院31.8%(同+2.2ポイント)で、一般病院と療養型病院のみ改善しました。

(全国地域医業研究会)

